

## よくあるお問い合わせ

	問い合わせ内容	回答
全般	1 書類に押印は必要か？ (登録申請書、届出書、宣誓書等)	いずれも省略可能です。
全般	2 必要部数は？	運輸局提出用1部、申請者控え用1部の計2部をご準備ください。 (国土交通大臣権限の場合は、さらに国土交通省用1部が必要です。)
全般	3 申請や届出の提出方法は？	<b>窓口持参、郵送、メール送付での提出が可能です。</b>  ※それぞれの注意点 【窓口持参】なるべく事前にお電話で倉庫担当者と日程調整をお願いします。 【郵送】申請者控え分に受付印が必要な場合は、控え分の申請書類(鑑文書のみで可)と返信用封筒を同封してください。 【メール送信】なるべくメールにファイル(PDF等)を添付して送信してください。ダウンロードURLを用いた送付はセキュリティの都合上アクセスできない可能性があります。
全般	4 提出(問い合わせ)先は？	近畿運輸局交通政策部環境・物流課 〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館12階 TEL 06-6949-6410 FAX 06-6949-6169 (管轄府県：大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県)  ※兵庫県は管轄外のため、以下の担当部署へお問い合わせください。 神戸運輸監理部総務企画部企画課 (TEL 078-321-3145)
登録申請	5 倉庫業登録(新規登録)申請の流れは？	①「倉庫業登録申請の手引き」を確認し、必要な書類を準備 ※建物図面等が入手できた段階で事前相談いただくことを推奨 ②申請書と添付書類を運輸局に提出 → 運輸局にて申請受付 ③運輸局からの補正連絡(内容の再確認、書類差し替え等)に対応 ④運輸局から登録完了連絡 → 登録通知書を受取 ⑤登録日から1ヶ月以内に登録免許税(9万円)を納付 → 運輸局へ「登録免許税貼付書」(納付書の控え(原本)を貼付)を送付 ⑥営業開始 ⑦営業を開始した日(料金を設定した日)から30日以内に「料金設定届出書」を提出
登録申請	6 事前相談に行きたいがどうすればいいか？	担当者不在の場合もありますので、なるべく事前にお電話で倉庫担当者と日程調整をお願いします。(06-6949-6410) また、ご相談の際は建築確認関係書類(検査済証、確認済証、確認申請書等)や建築図面をお持ちいただくとスムーズです。

## よくあるお問い合わせ

	問い合わせ内容	回答
登録申請	7 申請受付から登録完了までの期間はどのくらいか？	申請受付から登録完了までの標準処理期間は2ヶ月です。（地方運輸局長権限の場合） なお、標準処理期間には補正対応に要した期間は含みません。
登録申請	8 倉庫業登録（新規登録）申請の提出時期は？ （倉庫施設等変更登録申請の提出時期は？）	倉庫業登録申請の標準処理期間は2ヶ月のため、 <b>事業開始予定時期の2～3ヶ月前</b> を目安に申請書をご提出ください。 （倉庫施設等変更登録申請の場合も同様）  なお、建物完成後や建物購入後登録が拒否されたり、補正対応に多大な時間が掛かり登録が間に合わないということを防ぐため、建物図面等が入手できた段階で事前相談いただくことを推奨しています。
登録申請	9 現在建築中の倉庫を登録したいが、建築完了前に申請可能か？	<b>建築完了前でも申請可能です。</b> 倉庫業登録申請の標準処理期間は2ヶ月のため、事業開始予定時期の2～3ヶ月前を目安に申請書をご提出ください。 （倉庫施設等変更登録申請の場合も同様）  建築完了しないと提出できない「検査済証」「消防用設備等検査済証」等は、建築完了後に追って提出してください。なお、「検査済証」「消防用設備等検査済証」等の提出がない限り営業倉庫の登録はできません。 「検査済証」等の提出後、概ね1週間前後で営業倉庫の登録が完了します。（ただし、その他必要書類が全て提出されている場合に限りです。）  ※倉庫が自社所有の場合に提出が必要な「建物の登記事項証明書」は、営業倉庫の登録後に提出することが可能です。
登録申請	10 建築物の用途が「倉庫業を営む倉庫」以外でも登録可能か？	登録しようとする建築物の用途が「 <b>倉庫業を営む倉庫</b> 」以外の場合は、建築部局（自治体の建築指導課等）へ以下について確認してください。  ① <b>営業倉庫（倉庫業を営む倉庫）として使用可能か。</b> ② <b>用途変更の手続きは必要か。</b>  【①使用不可】の場合 営業倉庫の登録はできません。  【①使用可 ②用途変更手続き必要】の場合 所要の手続きをして、用途変更後の建築確認済証を提出してください。  【①使用可 ②用途変更手続き不要】の場合 確認を行った日時、建築部局の担当部署、担当者名、手続き不要の理由を簡潔にまとめた議事録（見解確認書）を作成し、申請時に提出してください。 また、別途床の強度が3,900N/m <sup>2</sup> 以上であることが確認できる資料（構造計算書等）の提出が必要です。（「倉庫業を営む倉庫」の場合は、検査済証及び建築確認済証の提出で足りります。）

## よくあるお問い合わせ

	問い合わせ内容	回答
届出	11 代表者や役員が変更となった際の手続きは？	変更後30日以内に以下の届出を提出してください。 ・代表者のみ、または代表者と役員が変更となる場合→「軽微変更届出書」 ・代表者を除く役員のみが変更となる場合→「役員変更届出書」 ※いずれも新任役員がいる場合は宣誓書の添付が必要です。  なお、倉庫業の他、貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業・港湾運送事業・内航海運業の許可等をお持ちの事業者は、複数事業用の「氏名・名称・住所・役員変更届出書」をご提出いただくとまとめて手続きすることが可能です。
届出	12 倉庫管理主任者が変更となった際の手続きは？	<b>認定トランクルームを除き、届出は不要です。</b> 倉庫管理主任者の配置状況については、社内で適切に管理いただきますようお願いいたします。  【認定トランクルームの場合】 あらかじめ「認定トランクルーム変更届出書」の提出が必要です。（事前届出）
その他	13 許可書や登録通知書の再発行はできるか？	許可書や登録通知書の再発行はできません。 「証明願」を提出いただければ、営業倉庫であることを証明することは可能です。